

公開質問状への回答（公明党）

国民投票について

【1】憲法改正以外の国の重要課題について国民投票にかけることについての考え方

諸外国においては、憲法改正以外の国の重要課題について国民投票を行う、いわゆる一般的国民投票制度を法体系の中に組み入れている例も少なくないと認識しています。

一方、日本国憲法は、国会を国の唯一の立法機関であると規定する代議制の議会制民主主義を採用しており、これを補完する直接民主主義の制度は、最高裁判所裁判官の国民審査（79条）、地方自治特別法における住民投票（95条）、憲法改正国民投票（96条）に限定しています。

一般的国民投票制度は、その効果が諮問的なものであるとしても、事実上の拘束力があることから、議会制民主主義の根幹と密接にかかわる問題であり、その導入自体が憲法改正を要する問題であるとも考えられます。

従って、一般的国民投票制度は、慎重に検討すべきであると考えます。

住民投票について

【1】住民投票に関する基本的な考え方

地方自治を推進していくうえでは、「自分たちの地域を自分たちでつくる」という考えが基本であり、住民が地域の課題に対して直接、意思を表明する住民投票は有用な制度であると考えます。

その一方で、間接民主主義である代議制は、近代以降作り上げられた合理的、効果的な民主主義であって、日本においては代議制が民主主義の基本に位置付けられています。

従って、各自治体が住民投票を行うか否かの判断を行う場合、住民の代表である議会の判断が必要であることは当然のことと考えます。

【2】具体的な事例について

具体の事例については、各自治体が自主的に判断されるものであり、コメントは差し控えます。

【2】【3】地方自治法改正について

改正の必要性も含め、今後検討します。